

## 令和3年度から

## 介護保険料が変わります

☎ 高齢者支援課介護保険係 ☎ 内線1186

## 65歳以上の人の介護保険料 (令和3年度から令和5年度まで)

所得段階	対象となる人	保険料(年額)
第1段階	・生活保護受給者の人 ・本人が老齢福祉年金受給者で、世帯全員が住民税非課税の人 ・世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入額と年金所得以外の合計所得金額の合計が80万円以下の人	基準額×0.30 23,100円
第2段階	・世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入額と年金所得以外の合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の人	基準額×0.50 38,400円
第3段階	・世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入額と年金所得以外の合計所得金額の合計が120万円超の人	基準額×0.70 53,800円
第4段階	・本人は住民税非課税だが、同じ世帯の中に住民税課税者がおり、本人の課税年金収入額と年金所得以外の合計所得金額の合計が80万円以下の人	基準額×0.90 69,100円
第5段階	・本人は住民税非課税だが、同じ世帯の中に住民税課税者がおり、本人の課税年金収入額と年金所得以外の合計所得金額の合計が80万円超の人	基準額 76,800円
第6段階	・本人が住民税課税で、合計所得金額が120万円未満の人	基準額×1.15 88,300円
第7段階	・本人が住民税課税で、合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	基準額×1.30 99,800円
第8段階	・本人が住民税課税で、合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	基準額×1.50 115,200円
第9段階	・本人が住民税課税で、合計所得金額が320万円以上400万円未満の人	基準額×1.70 130,500円
第10段階	・本人が住民税課税で、合計所得金額が400万円以上700万円未満の人	基準額×1.80 138,200円
第11段階	・本人が住民税課税で、合計所得金額が700万円以上の人	基準額×1.90 145,900円

※課税年金収入額とは、住民税の課税対象となる年金(国民年金、厚生年金など)の収入額で、非課税となる年金(障害年金、遺族年金など)は含まれません。

※所得金額とは、前年(2020年)中の収入から必要経費(給与の場合には給与所得控除額、年金の場合には公的年金等控除額)を控除した金額で、所得控除(扶養控除や社会保険料控除など)をする前の金額です。

## 低所得者の保険料軽減について

公費の投入により低所得者の保険料負担を軽減する仕組みが設けられています。

第1段階：38,400円(基準額×0.50) → 23,100円(基準額×0.30)

第2段階：53,800円(基準額×0.70) → 38,400円(基準額×0.50)

第3段階：57,600円(基準額×0.75) → 53,800円(基準額×0.70)

65歳以上の人の介護保険料は、市が3年を1期として定める介護保険事業計画に基づき、介護サービスの利用量などの見込みから保険給付に要する費用の総額を推計し、計画期間中において財政の均衡を保つことができるよう算定されます。このたび、介護保険法の改正および第8期介護保険事業計画の策定に伴い見直しを行う必要が生じたため、計画期間(令和3年度から令和5年度まで)の介護保険料を改定します。

皆さんが負担している保険料は、介護保険事業を円滑に運営するための大切な財源です。ご理解とご協力をお願いします。